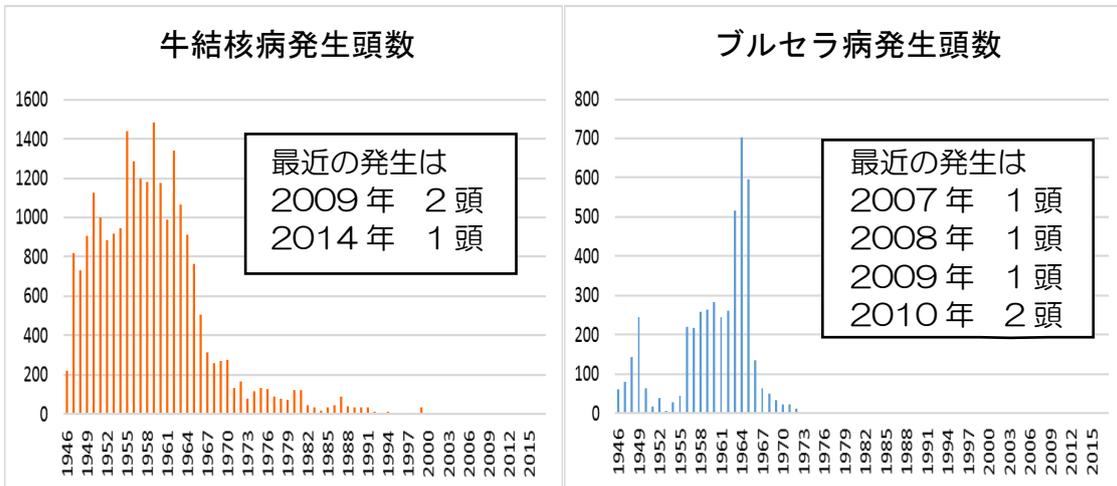




平成31年度から牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスが始まります

牛の結核病及びブルセラ病は、これまで続けてきた定期検査により国内の清浄化がほぼ達成されています。



国では、国際基準に基づき国内の牛の清浄性を宣言するため、平成30年度から全国的な清浄性確認サーベイランスを行っており、青森県でも31年度から2年間で実施することになりました。今後、対象となった方には、家畜保健衛生所から直接ご連絡いたしますので、御協力をお願いします。

<平成31～32年度の検査の進め方>

	ヨーネ病	結核病	ブルセラ病
乳用牛	これまでどおり、5年ごとの定期検査を行います。*		
肉用牛	2年ごとの定期検査	サーベイランス検査 (県全体で42戸/2年間)	

*乳用牛は定期検査結果をサーベイランスに充当します。

検査方法等について

ブルセラ病

結核病

牛型ブルセラ菌の感染により雌牛では流産・後産停滞・乳房炎を、雄牛では精巢炎を起こす。
人獣共通感染症



牛型結核菌の感染によって起こる肉芽腫性疾患で発咳、被毛失沢、食欲不振、元気消失、乳量減少、瘦削等を起こす。人獣共通感染症



スクリーニング検査（サーベイランスで行う検査）

採血後、急速凝集反応を行い、検査当日から翌日に結果が判明する。



陰性：終了

尾根部にツベルクリンを注射し、72時間後に腫脹の有無を確認する。



陰性：終了

飼養規模により検査頭数が変わります

経産牛飼養頭数	1~15	16~20	21~40	41~100	101以上
検査頭数	全頭	16	21	25	30

本検査（スクリーニング検査が陽性の場合）

14~21日後
再度、採血を行いエライザ検査

陽性：疑似患畜

殺処分

陰性：終了

42~60日後、再度、ツベルクリン検査

陽性・疑反応

疑似患畜

殺処分

陰性：終了

万が一、本検査により疑似患畜となった場合には

○当該牛は、感染している疑いがあるため「疑似患畜」として、殺処分し病性鑑定を実施します。この場合、評価額の5分の4が手当金として交付されます。

○牛舎の消毒、全ての同居牛の検査を行い、陰性が確認されるまでと畜場への出荷を除き、牛の移動が制限されます。

お問い合わせ先

東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所

TEL017-764-1744